

令和5年11月29日

鹿嶋市長 田口 伸一 様

鹿嶋市入札契約制度評価委員会  
委員長 高安 五郎

令和5年度第1回鹿嶋市入札契約制度評価委員会について(報告)

鹿嶋市入札契約制度評価委員会設置規則(平成19年規則第30号)に基づき設置している鹿嶋市入札契約制度評価委員会において、市が発注した公共工事等の実施状況について審議・調査した内容を、別添のとおり報告いたします。

#### 記

1. 審議案件(1)について

評価委員があらかじめ抽出した案件について、慎重に審議、調査したところ、すべて特に問題なしと判断する。

2. 審議案件(2)について

評価委員の意見を参考に、入札参加者資格審査会において検討されたい。

以上

## 令和5年度第1回鹿嶋市入札契約制度評価委員会【会議録】

日 時 令和5年10月23日（月）  
午後1時30分から  
会 場 鹿嶋市役所204会議室

### 事務局より諸般の報告

- ・委員の全員が出席しており、本会議が成立していることを報告。
- ・人事異動による事務局職員の異動の報告。
- ・審議案件の質疑応答に係る部署の職員己紹介。
- ・本日使用する資料の確認。

### 1 開会

**【委員長】**ただいまから、令和5年度第1回鹿嶋市入札契約制度評価委員会を開会いたします。

### 2 審議案件（1）抽出事業に関する質疑・応答について

**【委員長】**A委員から2件、B委員から4件の質疑が出されておりますので、先ず、A委員から1件ごとに質疑の趣旨等について説明をお願いします。

※質疑・応答については別紙のとおり

**【委員長】**その他、質疑等がないようですので、以上で「抽出事業に関する質疑・応答について」の質疑応答は終了とします。

2名の委員から抽出いただきました審議案件については、異議がないようですので「特に問題なし」といたします。

### 2 審議案件（2）同一の入札参加者間における下請負契約について

**【委員長】**事務局より審議事項の内容について説明をお願いします。

**【事務局】**市民より、同一の入札参加者間における下請負契約を禁止すべきとの提案がありました。

同一の入札参加者間における下請負契約を制限すべきかどうか、委員の皆様のご意見を伺い、市役所の委員会で制限の導入について検討してまいります。

～ 資料（2）－1，資料（2）－2について説明 ～

**【委員長】** それでは A 委員から順次、発言をお願いします。

**【A 委員】** 好ましくはないと思いますが、制限した方が良いかどうかは何とも言えないところでは。相当乱雑になるとか、色々な不具合が生じるようなことがたくさん見受けられるときは、ある程度の縛りが必要かなと思います。

どこまでがそういう状況になるのか、現実的なところまでは解りませんが。

**【委員長】** 続いて B 委員からお願いします。

**【B 委員】** 判断に迷います。

資料から見ても、禁止している自治体も、それを止めた自治体もいるし、禁止していない自治体もあるようです。

感覚としては、資料にあります、「この程度なら同一入札参加者を下請負にすることもやむを得ないのではないか」というように感じます。

**【委員長】** 続いて C 委員からお願いします。

**【C 委員】** 事例のほうで制限することを廃止した自治体がありますが、その理由は何でしょうか？

**【事務局】** 建設工事であれば業種が分かれており、登録者数が少ない、あるいは少なくなったということが原因のようです。

鹿嶋市でも少ない業種がありますが、それだけを出して制限をかけるとか、しないとかするのは難しいところがあるのかなと考えます。

ホームページの資料から見る限りでは「業者数が少なくなってきた」というところを理由の一つに挙げております。

**【C 委員】** 全体の 12% というところと言うと、悪質のようなものではないような感じがします。

仕事を回すためにも、少ない業種ですと、自分のところだけで請負えきれないところもあるかと思しますので、この数字を見ると問題ないのではないかと思います。

**【委員長】** この案件については、「各委員の意見を伺ったうえで市役所の委員会で検討する」ということですので、結果については、今後の評価委員会等において報告いただくことで宜しいでしょうか。

それでは、事務局に今後の対応をお願いいたします。

### 3 その他

**【委員長】** 続きまして、『3 その他』について、事務局より説明願います。

**【事務局】** (1) 最近の建設工事における課題について

- ・入札管理システム及び電子入札システムの利用を推進し、ICT化を進めていきたいと考えております。
- ・建設業界の働き方改革のため、週休2日工事や施工時期の平準化を進めていかなければなりません。

(2) 本会議の会議報告書の確認作業について

- ・事務局で会議内容を取りまとめし、各委員にご確認いただく予定です。まとまったものを市長に提出し、11月中には市ホームページに公表を予定しています。

(3) 委員改選及び今後の入札契約制度評価委員会の開催スケジュールについて

- ・現委員の任期が令和6年3月31日までとなっております。
- ・令和6年度早々に新委員の委嘱状交付式を開催する予定です。
- ・会議については、本年度と同様10月頃の開催を予定しております。

**【委員長】**事務局から説明がありました。質疑等がございますか。

**【C委員】**建設業界は人手不足なので、業界を盛り立てていかなければならないと考えています。インフラ整備が滞ってしまうと困るので、みんなで考えていかなければなりません。良い方向に進むように協力していければと思います。

**【委員長】**他にご意見等ありますでしょうか。

では、以上をもちまして鹿嶋市入札契約制度評価委員会を終了します。  
委員の皆様、大変御苦労様でした。

～ 午後2時25分終了 ～

## 2 審議案件（1）抽出事業に関する質疑・応答について

## I. A委員抽出の質疑

- (1) 工事名： 5道維鹿施管第1号 道路維持補修工事  
5道維鹿施管第2号 道路維持補修工事  
5道維鹿施管第3号 道路維持補修工事  
5道維鹿施管第4号 道路維持補修工事  
5道維鹿施管第5号 道路維持補修工事

工種：土木一式工事

整理番号：No.49～53（指名競争入札）

工事場所：鹿嶋市平井地内外 他4箇所

事業課：施設管理課

## 【質疑】

道路維持補修工事の工期が年度を超えていますが、予算設定の方法や  
予定価格の算出についてどの様にしていますか？

## 【回答】施設管理課

前年度内に契約手続きを行い、年度初めから工事ができるよう12月議会で  
債務負担行為（ゼロ債）による予算設定をしております。  
予定価格算出については、過去の実績を基に数量を計上し、県単価による設  
計積算で予定価格を算出しております。

- (2) 工事名：4都再こ相第1号

鹿嶋市地域子育て支援センター計画地整備工事

工種：解体工事

整理番号：No.1（随意契約）

工事場所：鹿嶋市宮中地内

事業課：こども相談課

## 【質疑】

No.1の工事は指名競争入札が不落となり、随契となったが、最低制  
限価格を下回った契約金額となっているがどの様なことですか？

## 【回答】こども相談課

指名競争入札を実施した結果、全ての参加業者が最低制限価格を下回ったた  
め不落となったことを踏まえ、地方自治法施行令第167条の2第1項第8  
号の規定により入札参加業者と見積り合わせを実施し随意契約を行いました  
た。この見積り合わせの場合、最低制限価格の設定は不要となります。

## Ⅱ. B委員抽出の質疑

- (3) 工事名：4国補鹿上水第1-1号 配水池築造工事  
工種：水道施設工事  
整理番号：No.1（一般競争入札）  
工事場所：鹿嶋市宮中地内  
事業課：水道課  
工事名：4都再こ相第3号  
鹿嶋市地域子育て支援センター新築工事（建築工事）  
工種：建築工事  
整理番号：No.2（一般競争入札）  
工事場所：鹿嶋市宮中地内  
事業課：こども相談課

### 【質疑-1】

この2件だけに最低制限基準額の表示がないのは何故ですか？

### 【回答】契約検査室

要綱の規定により、予定価格が1億5千万未満の工事は最低制限価格を設定し、それ以上となる場合は調査基準価格を設定しております。本件は最低制限価格は設定しないため、基準額等を表示する必要がありません。

### 【質疑-2】

最低制限基準額を表示しなければならない案件、しなくて良い案件の区分、基準はあるのですか？

### 【回答】契約検査室

①の回答のとおりです。

- (4) 工事名：4鹿下第2号 汚水管整備工事  
工種：土木一式工事  
整理番号：No.8（一般競争入札）  
工事場所：鹿嶋市平井地内  
事業課：下水道課

### 【質疑】

最低制限係数が1を切っていますが、制限値はありますか？

### 【回答】契約検査室

鹿嶋市建設工事の最低制限価格決定に係る事務処理要綱の規定により、「入札執行者が入札の開札直前に行うくじによって定める0.995から1.005までの数値」とすることになっております。

- (5) 工事名：《不落》4都再こ相第1号  
鹿嶋市地域子育て支援センター計画地整備工事  
工種：解体工事  
整理番号：No.3（指名競争入札）  
工事場所：鹿嶋市宮中地内  
事業課：こども相談課

【質疑】

最低制限価格割れが5者もあり、不調となっておりますが、予定価格額及び最低制限額の設定が過大であったということですか？（後日、随意契約処置としていますが）

【回答】こども相談課

予定価格は、設計積算額と同額となっており、この設計積算額は工事起工時点で最新の茨城県標準単価等を使用し、適切に積算されております。また最低制限価格のもととなる最低制限価格基準額についても、この設計積算額を使用し鹿嶋市が公表している算定方法（※）により適切に設定しております。

※算定方法

- A 直接工事費 × 90% × 97%
- B 共通仮設費 × 90%
- C (現場管理費 + 直接工事費 × 10%) × 90%
- D 一般管理費等(契約保証費を含む) × 68%
- A ~ D の合計額 (1万円未満切捨て)

- (6) 工事名：4鹿教設第51号  
カシマスポーツセンター二酸化炭素消火設備容器更新工事  
工種：消防設備工事  
整理番号：No.35（指名競争入札）  
工事場所：鹿嶋市大字神向寺23番地2  
事業課：教育施設課

【質疑】

辞退が5者となり、結果的に2社の札入れとなりましたが、辞退届けは、いつの時点で出されたのですか？

【回答】契約検査室

入札を希望しない場合は、入札書の提出期限までにはいつでも辞退することができることとなっており、5者とも入札締め切りまでに提出されております。

【参考資料】大館市 HP 掲載資料からの抜粋

## 建設工事における下請負について

### 1 一括下請負の禁止

建設業法では、いかなる方法をもってするを問わず、建設業者が受注した建設工事を一括して他人に請け負わせること（第22条第1項）、及び建設業を営む者（建設業の許可を受けていない者を含む。）が他の建設業者が請け負った建設工事を一括して請け負うこと（同条第2項）を禁止しています。

公共工事の発注機関が、受注者となる建設業者を選定するときには、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価をします。受注した工事を一括して他人に請け負わせることは、発注機関が公共工事の請負契約を締結する際に当該建設業者に寄せた信頼を裏切ることになります。

また、一括下請負を容認すると、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生するとともに、施工能力のない商業ブローカー的不良業者の輩出を招くことになり、建設業の健全な発達を阻害するおそれがあります。

これまで、一括下請負については、禁止の例外規定が定められており（第22条第3項）、元請負人があらかじめ発注機関の書面による承諾を得た場合は、一括下請負禁止の例外としていました。しかし、公共工事においては、厳格な入札・契約手続を踏んで契約の相手方が選定されている等、一括下請負を認める必要性が全くないことから、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第12条に基づき、平成13年4月1日以降、一括下請負が全面的に禁止されることになりました。

法第22条第1項の「いかなる方法をもってするを問わず」とは、契約を分割したり、あるいは他人の名義を用いるなどのことが行われていても、その実態が一括下請負に該当するものは一切禁止するということです。

また、一括下請負により仮に発注機関が期待したものと同程度又はそれ以上の良質な建設生産物ができたとしても、発注機関の信頼を裏切ることには変わりはないため、法第22条違反となります。なお、同条第2項の禁止の対象となるのは、「建設業を営む者」であり、建設業の許可を受けていない者も対象となります。

**一括下請負とは** ▶ 次のような場合は、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、一括下請負に該当します。

- ①請け負った建設工事の全部又は主たる部分を一括して他の業者に請け負わせる場合
- ②請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせる場合

**一括下請負に該当するかどうかは** ▶ 次の3点をもって判断します。

- ①請け負った工事の全部若しくは主たる部分を、又は工事の一部であっても他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を、一括して他社に請け負わせたかどうか
- ②当該工事に関する施工管理能力を有しているか
- ③当該工事に実質的に関与したかどうか



## 2 工事の主たる部分の下請負について

国等では、

- ①請け負った建設工事の全部又はその主たる部分を一括して他の業者に請け負わせること。
- ②請け負った建設工事の一部であって、他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事を一括して他の業者に請け負わせること。

を、元請負人がその下請工事の施工に実質的に関与していると認められるときを除き、禁止しています。

「実質的関与」とは、元請負人が自ら総合的に企画、調整及び指導（施工計画の総合的な企画、工事全体の的確な施工を確保するための工程管理及び安全管理、工事目的物、工事仮設物、工食用資材等の品質管理、下請負人間の施工の調整、下請負人に対する技術指導、監督等）を行うことであるとしています。

しかし、これでは、実質的関与の捉え方が漠然としているため、主任技術者等を配置し、工事の管理さえすれば、どんなに下請負をさせたとしても一括下請負には該当しないのだという風潮が生じかねません。

また、むやみに下請負を認めることは、中間搾取、工事の質の低下、労働条件の悪化、実際の工事施工の責任の不明確化等が発生させることにつながりかねません。

特に公募型指名競争入札においては、建設業者は、自社として十分に施工可能な建設工事であるとして当該建設工事に係る入札への参加意志を表明し、発注機関は、入札参加意志の表明があった建設業者について、過去の施工実績、施工能力、経営管理能力、資力、社会的信用等様々な角度から当該建設業者の評価を行い、基準を満たした業者すべてを選定します。

そして、選定された業者により入札がなされ、契約の相手方が決定します。したがって、そもそも自社で施工可能であるとして入札参加の意思を表明した業者の中から受注者が決定するわけですから、発注者側としては、少なくとも当該建設工事の主たる部分については、当該建設工事の請負者が自ら施工することを期待し、受注者側もそうした期待を契約の相手側である発注者が抱いているということを理解していると考えるのが普通です。

こうしたことを踏まえると、工事の主たる部分について下請負を認めることは望ましくないと考えられます。

## 3 同じ入札に参加した者同士（いわゆる「相指名業者」）間における下請負について

国等においては、同一の工事に係る入札に参加した者同士での下請負について、明確に禁止はしていないものの「望ましくない下請負関係」であるとしています。

その理由としては、

- ①同じ入札に参加した業者の中で、落札者を除く他の業者は、厳正な競争を行った結果、自身が提示した価格より低い価格では受注が不可能であるとして入札に臨んでいると思われ、たとえ当該工事の一部に限定して下請負をすとしても、下請負である以上、自身が入札に際して見積もった金額よりかなり低い金額で当該下請負部分を受注することになり、これは、社会通念上、かなり不自然な現象であると考えられる。

- ②同一入札に参加した者同士での下請関係をむやみに認めることにより、入札前に下請負を

させることを約束して、或いは下請負することを約束させて、特定の業者が受注し、或いは特定の業者に受注させる等の業者間における不穏な動きが生じる可能性が高い。  
の2点が主に挙げられています。

(参考) 2023.10.4 にインターネットで一部検索した状況

◆同一入札参加者への下請負を禁止している自治体

秋田県 大館市, 神奈川県 藤枝市, 静岡県 焼津市, 広島市, 埼玉県 皆野町, 静岡市,  
北海道 (極力避けるよう指導)

◆同一入札参加者への下請負を禁止していたが、廃止した自治体

兵庫県 丹波市, 山口県 岩国市, 愛媛県 松前町, 岩手県 盛岡市

◆同一入札参加者への下請負を禁止していない自治体

福井県 (※そもそも、禁止していないことを明示している自治体は少ないと思われる。)

#### 4 中小建設業者から大手建設業者に対する下請負発注 (いわゆる「上請け」) について

近年, 中央建設業審議会においてもその対応が取りざたされたように, いわゆる「上請け」(中小建設業者が受注し, 大手建設業者がその下請となること。)の弊害についての指摘が多くなっています。上請けは, 一括下請負につながりやすいため, その的確な排除が必要とされています。

これを踏まえ, 受注した工事の中に含まれる許可を有していない工種等に係る下請負の場合を除き, 事業規模が比較的大きな者との下請負関係は望ましくないと考えられます。

同一入札参加者の下請負状況調査票（令和4年度の建設工事）

番号	入札種別	工事名	担当課	入札参加者数 ・指名業者数	入札参加者との下請負契約の有無（空欄は無）	
					一次下請	二次下請
1	一般入札	4国補鹿上水第1-1号 配水池築造工事	水道課	3		
2	一般入札	4都再こ相第3号 鹿嶋市地域子育て支援センター新築工事(建築工事)	こども相談課	5		
3	一般入札	4都再こ相第4号 鹿嶋市地域子育て支援センター新築工事(電気設備工事)	こども相談課	5	有	
4	一般入札	4都再こ相第5号 鹿嶋市地域子育て支援センター新築工事(機械設備工事)	こども相談課	9		
5	一般入札	4鹿教設第1号 平井中特別教室エアコン整備工事	教育施設課	9	有	
6	一般入札	4都再こ相第6号 鹿嶋市地域子育て支援センター新築工事(外構工事)	こども相談課	12	有	
7	一般入札	4鹿上水第1-2号 用地造成工事	水道課	22		
8	一般入札	4鹿下第2号 汚水管整備工事	下水道課	12	有	
9	一般入札	4排水鹿道建第2号 排水整備工事	道路建設課	12		
10	一般入札	4防安鹿公下第1-1号 荒野台地区雨水管整備工事	下水道課	9		
11	一般入札	4鹿教設第2号 鹿島公民館屋根外壁等改修工事	教育施設課	5		
12	一般入札	4市整鹿道建第3号 道路改良工事	道路建設課	15	有	
13	一般入札	4鹿上水第1号 配水管布設工事	水道課	12		
14	一般入札	4鹿下第13号 根三田地区汚水管整備工事	下水道課	9		
15	一般入札	4鹿下第14号 根三田地区汚水管整備工事	下水道課	9		
16	一般入札	4社交鹿公下第1-1号 根三田地区汚水管整備工事	下水道課	13		有
17	一般入札	4市整鹿道建第4号 道路舗装工事	道路建設課	11		
18	一般入札	4国補防安鹿道建第2-1号 道路改良工事	道路建設課	15	有	
19	一般入札	4都再鹿道建第3号 道路改良工事	道路建設課	15		
20	一般入札	4鹿上水第4号 配水管布設工事	水道課	12		
21	一般入札	4排水鹿道建第6号 排水整備工事	道路建設課	11		
22	一般入札	4市整鹿道建第5号 道路改良工事	道路建設課	13		
23	一般入札	4鹿上水第1-3号 配水管布設工事	水道課	14		
24	一般入札	4公管道維鹿施管第1号 路面再生工事	施設管理課	10		
25	一般入札	4公管道維鹿施管第2号 路面再生工事	施設管理課	9		
26	一般入札	4公管道維鹿施管第3号 路面再生工事	施設管理課	10	有	
27	一般入札	4鹿上水第1-5号 配水管布設工事	水道課	12		
28	一般入札	4都再鹿道建第4号 道路改良工事	道路建設課	16		
29	一般入札	4鹿上水第1-6号 配水管布設工事	水道課	11		
30	一般入札	4鹿総第4号 第1庁舎空調設備更新工事	総務課	8		
31	一般入札	4都再鹿道建第5号 道路改良工事	道路建設課	17		
32	一般入札	4国補鹿上水第8-2号 老朽管布設替工事	水道課	14		
33	一般入札	4国補鹿上水第8-1号 老朽管布設替工事	水道課	15		
34	一般入札	4鹿上水第1-4号 擁壁設置工事	水道課	16		
35	一般入札	4鹿上水第5号 配水管布設工事	水道課	10		
36	一般入札	3国補防安鹿道建第1-14号 道路改良工事	道路建設課	13		
37	一般入札	4社交鹿公下第1-2号 根三田地区汚水管整備工事	下水道課	14	有	
38	一般入札	4防安鹿公下第1-3号 荒野台地区雨水管整備工事	下水道課	10		
39	一般入札	4防安鹿公下第1-2号 荒野台地区雨水管整備工事	下水道課	11		
40	一般入札	4排水鹿道建第12号 排水整備工事	道路建設課	11		
41	一般入札	4鹿区整第19号 23-1BL造成工事	区画整理事務所	13		
42	一般入札	4一般鹿施管第12号 宮津ふれあい公園遊具設置工事	施設管理課	5		
43	一般入札	4都再鹿道建第8号 道路改良工事	道路建設課	11		
44	一般入札	4都再鹿道建第7号 道路改良工事	道路建設課	11		
45	一般入札	4国補防安鹿道建第3-1号 道路改良工事	道路建設課	11		
46	一般入札	4鹿教設第62号 カシマススポーツセンター屋根改修工事 II期工事	教育施設課	5		
47	一般入札	4鹿区整第21号 宅地造成工事	区画整理事務所	8		
48	一般入札	4鹿介長第2号 ウェルポート鹿嶋の郷受水槽更新工事	介護長寿課	8	有	
49	指名入札	3鹿総第4号 第2庁舎3階(会議室304・305、ホール)空調設備更新工事	総務課	7	有	
50	指名入札	3鹿大第1号 大野ふれあいセンター非常用自家発電設備増設工事	大野出張所	7		
51	指名入札	4鹿上水第(修2-1)号 宮中浄水場No. 3ポンプ交換工事	水道課	6		
52	指名入札	4鹿農集第1号 大船津地区道路復旧工事	農林水産課	5		
53	指名入札	4鹿下第11号 汚水管整備工事	下水道課	5		
54	指名入札	4市整鹿道建第1号 道路舗装工事	道路建設課	5		
55	指名入札	4鹿上水第2号 配水管布設工事	水道課	7		
56	指名入札	4鹿教設第5号 平井中学校高圧ケーブル改修工事	教育施設課	7		
57	指名入札	4鹿浄第31号 平井No.1汚水ポンプ取替工事	下水道課	5		
58	指名入札	4鹿教設第9号 平井中学校バックネット改修工事	教育施設課	6		
59	指名入札	4鹿教設第22号 カシマススポーツセンター電気室空調設備更新工事	教育施設課	5		
60	指名入札	4鹿上水第3号 配水管布設工事	水道課	10	有	
61	指名入札	4鹿都計第4号 市営佐田団地3-201号室他3部屋明渡補修工事	都市計画課	6		
62	指名入札	4社総交鹿都計第5号 市営港ヶ丘団地1-106号室他4部屋浴室改修工事	都市計画課	7		
63	指名入札	4排水鹿道建第5号 排水整備工事	道路建設課	7		
64	指名入札	4都再鹿道建第2号 道路改良工事	道路建設課	6		
65	指名入札	4鹿教設第11-1号 鹿嶋勤労文化会館舞台機構設備制御盤ほか改修工事	教育施設課	7		
66	指名入札	4鹿交防第3号 全国瞬時警報システム自動起動機更新工事	交通防災課	5		
67	指名入札	4鹿農集第5号 爪木地区処理施設回分槽ばっ気攪拌装置更新工事	農林水産課	6		
68	指名入札	4社総交鹿都計第3号 市営住宅3点給湯設備設置工事	都市計画課	7		
69	指名入札	4交対鹿施管第3号 区画線設置工事	施設管理課	7		
70	指名入札	4鹿上水第6号 配水管布設工事	水道課	10	有	
71	指名入札	4鹿上水第7号 配水管布設工事	水道課	7		
72	指名入札	4鹿上水第8号 配水管布設工事	水道課	7		
73	指名入札	4道維鹿施管第55号 道路維持補修工事	施設管理課	9		
74	指名入札	4道維鹿施管第56号 道路維持補修工事	施設管理課	10		
75	指名入札	4道維鹿施管第57号 道路維持補修工事	施設管理課	9		
76	指名入札	4道維鹿施管第58号 道路維持補修工事	施設管理課	6		
77	指名入札	4道維鹿施管第59号 道路維持補修工事	施設管理課	7		
78	指名入札	4鹿上水第(修2-29)号 大野配水場ポンプ修理工事	水道課	7		
79	指名入札	4市整鹿道建第11号 道路舗装工事	道路建設課	6		

80	指名入札	4市整鹿道建第12号 道路舗装工事	道路建設課	5		
81	指名入札	4排水鹿道建第13号 排水整備工事	道路建設課	5		
82	指名入札	4鹿教設第51号 カシマススポーツセンター二酸化炭素消火設備容器更新工事	教育施設課	7		
83	指名入札	4駅前鹿施管第3号 鹿島大野駅駐車場舗装繕修工事	施設管理課	7		
84	指名入札	4鹿総第5号 庁舎トイレ洋式化工事	総務課	6		
85	指名入札	4社総交鹿都計第6号 市営三笠山団地1-401号室・2-503号室浴室改修工事	都市計画課	5		
86	指名入札	4道維鹿施管第85号 堤防維持工事	施設管理課	6		
87	指名入札	4鹿上水第12号 配水管布設工事	水道課	8		
88	指名入札	4鹿上水第(修1-1)号 水道施設撤去工事	水道課	6		
89	指名入札	4鹿交防第5号 鹿嶋市防犯カメラ設置工事	交通防災課	8		
90	指名入札	4鹿交防第6号 鹿島臨海地区石油コンビナート等特別防災区域無線連絡協議会無線機更新工事	交通防災課	5		
91	指名入札	4鹿上水第15号 配水管布設工事	水道課	7		
92	指名入札	4鹿下第33号 污水管整備工事	下水道課	5		
93	指名入札	4鹿下第35号 下水道雨水維持工事	下水道課	5		
94	指名入札	4鹿上水第21号 配水管布設工事	水道課	7		
95	指名入札	4鹿交防第11号 防火水槽撤去工事(神向寺)	交通防災課	6		
96	指名入札	5道維鹿施管第1号 道路維持補修工事	施設管理課	9		
97	指名入札	5道維鹿施管第2号 道路維持補修工事	施設管理課	10		
98	指名入札	5道維鹿施管第3号 道路維持補修工事	施設管理課	9		
99	指名入札	5道維鹿施管第4号 道路維持補修工事	施設管理課	6		
100	指名入札	5道維鹿施管第5号 道路維持補修工事	施設管理課	7		

有の件数	12	1
有の割合	12.0%	1.0%